

下限面積一覧

(平成28年8月1日時点)

1 30アールと定めた区域

日進地区・川添地区・三瀬谷地区・荻原地区

2 20アールと定めた区域

領内地区

3 10アールと定めた区域

大杉地区

4 上記区域のうち、空き家取得時に付随する農地※であって、各種要件を満たす場合、下限面積を1アールに引き下げる

※ 詳しくは大台町役場農業委員会まで問い合わせください。

● 農地を耕作目的で買ったり借りたりする場合は、取得農地を含めた経営面積が一定の基準面積を超えないと、その農地の権利を取得することが出来ません。これが“下限面積”で、各地区によって異なります。

● 下限面積の異なる地区の農地を同時に取得する場合は、下限面積がより大きい方の地区の規定が適用されます。